

奈良県訓令第一号

各部課室
各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月一日から施行する。

平成二十一年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

第五条中「四十五分、八時間を超える場合においては一時間」を「一時間」に改める。

附則第五項中「本庁」を「高等技術専門学校」に改め、「（知事が別に定めるものを除く。以下同じ。）」を削り、「午後五時三十分」と、「午後五時」と、「午後五時四十五分」と、「午後五時十五分」と、「午後六時」を「午後五時三十分」に、「六時間を超える場合においては四十五分、八時間を超える場合においては」を削り、「六時間を超える場合においては一時間」を「四十五分」に改める。
附則第六項を削る。

別表一中

年 休
時間

を

年 休
時間分

に改め、同表八中

短 時 間
時間

を

短 時 間
時間分

に改め、同表十二中

振 替 勤
時間

を

振 替 勤
時間分

に改め、同

表十三中

振 替 休
時間

を

振 替 休
時間分

に改め、同表十四中

代 休
時間

を

代 休
時間分

に改める。

第五号様式（その一）及び同様式（その二）中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

日	時間	を								
---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

日	分	日	分	日	分	日	分	日	分	日	分
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

日	分	日	分
---	---	---	---

に改める。

第六号様式の一の表)中

日	分
---	---

を

日	分
---	---

に改め、同様式の表)

に注)として次のように加える。

(注) 分単位の取得は、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合に
おいて、一時間未満の端数がある場合のみとする。

第六号様式の一の裏)中

日	分
---	---

を

日	分
---	---

に改める。

第六号様式の二の表)中

日	分
---	---

を

日	分
---	---

に改め、同様式の表)

の注)に次のように加える。

3 分単位の取得は、特別休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合に
おいて、一時間未満の端数がある場合のみとする。

第六号様式の二の裏)中

日	分
---	---

を

日	分
---	---

に改める。

第六号様式の三の(表)及び(裏)中

「 $\frac{1}{2}$ 」

を

「 $\frac{1}{2}$ 」

に改める。

第十二号様式の二中「 $\frac{1}{2}$ 」(註)を「 $\frac{1}{2}$ 」(註)に改める。